

議案第 25 号

上越市印鑑条例及び上越市手数料条例の一部改正について
上越市印鑑条例及び上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市印鑑条例及び上越市手数料条例の一部を改正する条例

(上越市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 上越市印鑑条例（昭和 50 年上越市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 16 条中「民間事業者が設置する」を削り、同条第 1 号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードであつて、」を削る。

(上越市手数料条例の一部改正)

第 2 条 上越市手数料条例（平成 12 年上越市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 3 号中「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。